

府 政 防 第 114 号
総 財 地 第 13 号
消 防 災 第 32 号
平成 31 年 2 月 15 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

内閣府政策統括官（防災担当）
（ 公 印 省 略 ）

総務省自治財政局長
（ 公 印 省 略 ）

消 防 庁 次 長
（ 公 印 省 略 ）

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の施行について（通知）

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（平成 31 年政令第 24 号）が、本日、公布・施行されました。

本政令は、平成 30 年 7 月豪雨による災害により被害を受けた地方公共団体の財政負担を軽減するため、当該災害に係る歳入欠かん等債について、必要な事項を定めるものです。

詳細は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の関係市区町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

第1 平成30年7月豪雨による災害に係る歳入欠かん等債の取扱い

- 1 災害の発生した日の属する年度に加え、平成31年度にも発行を可能とすることとしたこと（第1条関係）。
- 2 財政融資資金で引き受けた場合の償還期間について、通常4年以内（うち据置期間1年以内）から10年以内（うち据置期間2年以内）に延長することとしたこと（第2条関係）。

第2 施行期日

本政令は、公布の日から施行することとしたこと（附則関係）。